

笛吹市市民活動サロン

「よっちゃばる広場」利用の手引き

1. 笛吹市市民活動サロン「よっちゃばる広場」とは…

笛吹市市民活動サロン「よっちゃばる広場」は、市民の皆さんの公益的な活動を支援し、様々な分野の市民活動が活発に行われるよう活動の場や交流、連携の場を提供することを目的に、市民活動団体がいつでも利用できる専用のスペースとして設置されました。

2. 場所

笛吹市御坂町栗合 374 番地（笛吹市御坂農村環境改善センター内）

3. 利用できる団体など(利用するには…)

市民活動サロン「よっちゃばる広場」（以下「よっちゃばる広場」という。）を利用できる団体は、市民などが中心となって運営し、笛吹市に活動拠点を設けている**公益性のある活動を行う団体**（※1）で、活動内容が公開できる団体です。

（※1）公益性のある活動を行う団体

【公益活動】

市民（市民によって構成された団体及び事業者を含む。以下同じ。）が自主的かつ主体的に行う活動で、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした活動。

ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 営利を目的とするもの。
- (2) 宗教活動を目的とするもの。
- (3) 政治活動・選挙活動を目的とするもの。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある反社会的な活動。

【市民公益活動団体】

市民公益活動を行う NPO 法人、ボランティア団体、コミュニティ組織その他の団体であって、規約その他の定めがあり、市民公益活動を継続的に行うことができる団体。（行政区（組）、公民館、育成会、PTA などを含む。）

■利用するには「利用団体登録」が必要です。

①よっちゃばる広場を利用するには、あらかじめ利用団体登録届により届出が必要です。登録届に活動目的や内容の分かる資料（会則・総会資料・チラシ・パンフレットなど）を添付して、市民活動支援課に提出してください。

②市では、届出の内容を審査し利用団体として認めるときは、利用団体登録証を交付します。

■よっちゃぼる広場は無料で使用できます。

4. 施設概要

- ・ 4区画のミーティングスペースがあります。
- ・ 区切られたスペースで、グループなどの打合せ・会議・学習会などにご利用いただけます。

5. 利用時間

閉館日を除き、原則として午前9時～午後10時まで利用できます。

6. 利用方法

①平日の利用 午前9時～午後5時まで

原則として使用日の前日（前日が閉所日の場合は直近の開所日）までに予約してください。（なお、使用日当日でも施設に空きがあれば利用できます。）

②平日の利用

午後5時から午後10時まで

使用日の前日（前日が閉所日の場合は直近の開所日）までに予約してください。

③土・日曜日の利用

使用日の直近の金曜日（金曜日が閉所日の場合は直近の開所日）までに予約してください。

◆予約先 御坂農村環境改善センター 電話055-262-6283

- ・ 一度に予約できるのは、原則として1日使用分のみです。
- ・ 1回に使用できるのは2区画までです。
- ・ 利用の際には、備え付けの利用者名簿に必要事項（使用日・団体名・登録証番号・使用責任者・連絡先・使用場所・使用人数・使用時間など）を記入してください。

7. 閉所日

①毎週月曜日及び国民の祝日（月曜日が祝日に当たる日は、その翌日）

②年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

8. その他

- ・ 禁酒・禁煙です。ごみ等は各自お持ち帰りください。
- ・ 使用後は、机やイスなど現状復帰し、清掃を行ってください。
- ・ 他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。

問合せ

笛吹市役所 市民環境部 市民活動支援課 市民活動支援担当

電話 055-262-4138 FAX 055-262-4148